

- 六 臺灣大亞細亞協會の事業概況 一
 七 中國大亞細亞協會の事業概況 二
 八 大亞細亞協會發行機關誌及パンフレット 三
 九 機關誌「大亞細亞主義」總目次 四
 一〇 大亞細亞協會役員及會員氏名 一
 一一 大亞細亞協會各支部役員及會員氏名 二
 一二 臺灣大亞細亞協會役員及會員氏名 三
 一三 臺灣大亞細亞協會役員及會員氏名 四

大亞細亞協會創立趣意書

-

滿洲事變を契機として、世界政治は今や劃期的なる變化と轉向とを遂げやうとしてゐる。世界最新の國家としての滿洲國の自立は既に大戰後の國際政治史に於ける一大驚異である。然も獨立滿洲國の出現は、相踵いで生起せしめるべき世界史的變化の僅かに序幕に過ぎぬ。東亞の自主が滿洲の自立に次いで確立されねばならぬ。文明の母亞細亞の自由と光榮が、王道新國家の建設に踵を接して再建されねばならぬ。曾て滿洲は歐人の世界征服に對する東亞最後の防塞であつた。今や滿洲はそれ自體一個の國家として強化され統整せられた。全亞細亞の團結と平和協調への工作が此の極東の新事態を前提として着手せられねばならぬ。

二



惟ふに、亞細亞は、文化的にも、政治的にも、經濟的にも、地理的にも、はた、人種的にも明らかに一個の運命共同体である。亞細亞諸民族の眞の平和と福祉と發展とは、一體としての亞細亞の自覺とその有機的結合の上にのみ可能である。亞細亞に國するもの相互の反目と抗争とは外來の干渉に對して好適の機會を供するものであ

り、現に亞細亞の上に加へられつゝある重壓を自ら加重する所以に外ならぬ。而して亞細亞諸國相互の抗争の機會を杜遏し、外來の干渉と離間とを排絶するためには現在分散亂離の状態に在る亞細亞諸民族をして一個の聯合體にまで組織し統整するの努力が絶対に必要である。加之、亞細亞の混沌と亂離とはひとり亞細亞自らの不幸たるもののみならず、それが常に歐羅巴または亞米利加の野心と貧乏とを刺戟するに於て、世界平和のための至大の障害であらねばならぬ。東方の不安と動搖は、直ちに世界の不安と動搖である。亞細亞人の自律自強による亞細亞の秩序化は實に世界政治を不動の根基の上に安定せしむる前提である。

三

然り而して、亞細亞の再建と秩序化の重責は、職として皇國日本の双肩にかかる。我等は曾つて四半世紀前、國運を賄して露西亞帝國による東亞侵略の狂瀾を既倒に回し、全亞細亞覆没の運命を救ひ、よく有色諸民族擡頭の氣運を醸成し得た。今や滿洲事變を契機として人類史は復た一大轉換の潮頭に臨んで居る。皇國日本はよろしく日露戰爭の世界史的意義を擴充し、その一切の文化力、政治力、經濟力、組織力を傾倒して、亞細亞の再建と統一に向つて進一步を劃すべき時である。蓋し、亞細亞諸民族の自強と團結の指導として歐羅巴偏局の現國際機構を改善し、人種平等資源衡平の原則の上に新世界秩序を創建することこそ、我が建國の理想を恢弘し皇道を四海に扶植するの一路である。大亞細亞聯合の結成は、今日の日本國民が當面する歴史的任務である。

四

大亞細亞聯合の結成は、今日の國際政治の進化過程より見るも極めて自然の途である。地域的、文化的若くは人種的類縁によりて諸國民が一個の政治的並びに經濟的聯合體を組織せんとすることは人類社會の必然の行程である。民族國家より世界國家に飛躍することは不自然であり不可能である。偶々歐洲大戰なる異常なる機會に於て、歴史的要因の熟成を待たず早期に出現したる汎世界聯合としての國際聯盟が、汎大陸主義汎民族主義によりてその原則的修正を受くることは、蓋し當然の歸結でなければならぬ。その加開諸國の誠意ある努力にもかゝらず、國際紛争の解決と民族鬭争の緩和に國際聯盟が殆ど無力にして紛争解決の努力が却つて紛争を激成しつゝあるの憾を免れざる所以のものは、上述の如き國際政治必然の進化過程を無視して觀念的世紀主義の上に立脚する國際聯盟の本質的缺陷に出づるものである。今明日の國際政治並びに國際經濟は、恐らくは歐羅巴聯合、亞細亞聯合、亞米利加聯合、サヴェード聯合或はアングロサクソン聯合等の汎大陸的乃至汎民族的諸集團の對立と協力の交錯によりて運籌せらるべき動向に在り、新なる世界平和の機構は、まさに斯くの如き諸集團並立の態勢を基調として樹立せられざるべからざるを知るのである。

五

かくて、大亞細亞聯合の結成は、今日の亞細亞にとりて必要なるのみならず、眞乎の世界平和確保の上にも最善且つ絶対の途である。吾人が茲に相圖つて大亞細亞協會を創立し、亞細亞諸國に於ける文化、政治、經濟、諸事情の調査研究・皇國と亞細亞諸國との親和誘掖關係の増進・之等の諸國に對する皇國文化の紹介普及等の努力を通じて、やがて全亞細亞諸民族を打つて一丸とする亞細亞聯盟の實現に向つて拮据せんとする所以のものも、亦實に此の途が人類文化の進運に貢獻し世界平和を確保する最善絶対の途なることを確信するが故に外ならぬ。大方の識者諸賢の御賛同と御協力を賜はるを得ば幸甚である。

昭和八年三月一日

大亞細亞協會創立委員會

大亞細亞協會規約

第一章 總 則

第一條 本會ハ大亞細亞協會ト稱ス

第二條 本會ハ亞細亞諸國ノ文化、政治、經濟、社會諸事情ヲ調査致究スルト共ニ、皇國ト亞細亞諸國相互間ノ親和誘掖關係ノ增進並ニ之等ノ諸國ニ對スル皇國文化ノ普及流汎ヲ圖リ、ヤガテ全亞細亞ヲ打ツテ一丸トスル亞細亞聯盟ノ實現ニ向ツテ拮据スルモノトス

第三條 本會ハ本部ヲ東京ニ置キ、必要ナル地ニ支部又ハ連絡所ヲ設ク

支部ハ當該地名ヲ冠シ其大亞細亞協會ト稱スルコトヲ得

第四條 本會ハ本會ノ趣旨ニ贊同スル個人又ハ團體ヲ以テ構成ス

第二章 事 業

第五條 本會ハ本會ノ目的ヲ達成スルタメ左ノ事業ヲ行フ

一、日本國民ニ對スル亞細亞意識ノ鼓吹、亞細亞諸國ノ國情ノ紹介

二、他ノ亞細亞諸民族ニ對スル皇國文化及ビ滿洲國ノ國情ノ紹介並ニ宣傳

三、日本ト亞細亞諸國特ニ近東中央亞細亞方面トノ通商ニ關スル調査、連絡、紹介

四、亞細亞諸國トノ間ニ於ケル教授及ビ學生ノ交換、研究員及ビ情報員ノ派遣、經濟調査團、新聞記者團ノ招待並ニ派遣

五、汎亞細亞會議ノ開催

六、亞細亞會館ノ設立

七、本協會附屬ノ學校及ビ研究所ノ設立

八、機關新聞雜誌、圖書、パンフレット等ノ發行

第六條 本會ハ右ノ事業ヲ行フタメ左ノ部門ヲ設ク

總務部、調査研究部、情報部、宣傳部、文化事業部、出版部、連絡部、會計部等

第三章 役 員

第七條

總 裁	一 名
會 頭	一 名
副 會 頭	一 名
顧 問	二 名

評議員若干名
理事事務若干名
監事二名
贊助員及名譽贊助員若干名

第八條 會頭ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統理ス

顧問ハ會頭ニ協力シテ會務ヲ指導シ必要アル場合會頭ニ代ル

副會頭ハ會頭ヲ補佐ス

會頭、顧問、副會頭ハ總會ニ於テ之ヲ推舉ス

第九條 評議員ハ本會ノ重要事項ヲ審議裁決ス

評議員ハ會頭之ヲ推薦ス、會頭ハ評議員若干名ヲ依嘱ス、常任評議員ハ本會ノ機務ニ參畫シテ會頭ノ諸問ニ應ズ

第十條 理事ハ理事會ノ合議ヲ以テ本會ノ機務ヲ處理ス

理事ハ評議員會之ヲ推薦ス、理事會ハ互選ヲ以テ理事長ヲ定ムルコトヲ得

第十一條 會頭ハ理事中ヨリ常任理事若干名ヲ嘱託ス、常任理事ハ會頭ノ指示ヲ受ケ本會ノ常務ヲ執行ス

第十二條 監事ハ會計監督ノ責ニ任ス

監事ハ評議員會之ヲ推薦ス

第十三條 會員總會ハ毎年一回會頭之ヲ召集ス、但シ評議員會ニ於テ必要ト認メタル時ハ臨時總會ヲ召集スルコトヲ得

第十四條 會頭ハ評議員會ノ申請ニヨリ隨時役員會議ヲ召集ス、役員會議ハ評議員、理事及ビ監事ノ全員ヲ以テ構成シ重要會務ノ協議ヲナス、役員會議ハ役員ノ三分ノ二以上ノ出席ヲ以テ成立シ多數ヲ以テ決ス

第五章 經 理

第十五條 本會ノ經費ハ會員ノ納入スル會費及ビ特志家ノ寄附ヲ以テ之ニ充ツ

第十六條 本會々員ハ會費年額參圓ヲ納入スルモノトス、但シ特別會員ハ會費年額拾圓トス

第六章 入會及ビ退會

第十七條 本會々員タラントスルニハ會員二名以上ノ紹介アルヲ要ス

第十八條 一度本會々員トナリシモノハ理由ナクシテ退會スルヲ得ス

昭和十一年度大亞細亞協會總會記錄

大亞細亞協會第一回總會を昭和十一年十一月十六日午後三時半より東京會館に於て舉行、西原理事開會の辭を述べ、次いで一同起立して皇居遙拜、國歌奉唱の後、主宰者として松井評議

員より挨拶あり、下中理事より事業報告、會計報告を爲し、菊

晚 餐 會

池評議員より規約改正案につき一同にはかり満場異議なく決定、會頭副會頭の推舉に關しては菊池評議員の發言により全員一致を以て松井大將を會頭に、矢野文學博士、村川文學博士を各支部及び姊妹團體代表の挨拶及報告に移り、比島大亞細亞協會顧問ビオ・デュラン博士、臺灣大亞細亞協會幹事佐藤佐氏より比島大亞細亞協會並に臺灣大亞細亞協會の活動狀況につき説明あり、次いで滿洲國協和會代表中村寧氏の挨拶、大阪支部常任理事山上治三郎氏、福岡文部長西川虎次郎氏、金澤副支部長辰村吉氏の諸代表よりそれぞれ支部創立經過及び現況に關し

報告あり、次いで松井新會頭より役員推舉の披露あり満場拍手

近衛文廣、松井石根、末次信正、菱刈隆、林銑十郎、阿部信行、杉